地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年2月26日

横浜市契約事務受任者 横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要西金沢学園 分校舎屋上庇劣化部分緊急修繕
- 2 履行場所 横浜市金沢区釜利谷西4-8-1 横浜市立西金沢学園
- 3 契約日 令和6年10月31日
- 4 履行日又は履行期間 令和7年1月13日
- 5 契約金額 1,705,000 円 (税込)
- 6 契約の相手方(名称及び所在) 横浜市西区浅間町4-350-2 株式会社八代産業
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

分校舎テニスコート付近にコンクリート片の落下を確認しました。周辺を確認した ところ校舎屋上の庇より落下しており、更なるコンクリート片の落下が予想されるこ とから、早急に対応しなければ生徒・教職員等の安全確保に支障が生じる恐れがあるこ とから、緊急契約での作業を実施した。

- 8 契約の相手方の選定理由 有資格者名簿の中から対応可能な業者を選定した。
- 9 所管 教育委員会事務局教育施設課